

「オオクチバス等防除モデル事業」にみる防除の取り組みの実際と課題

中井 克樹

(滋賀県立琵琶湖博物館／滋賀県自然環境保全課)

2005年6月に「外来生物法」が施行され、ブルーギル、コクチバスと並んでオオクチバスが、規制対象となる「特定外来生物」に指定されて早や2年半が経過した。国内各地で深刻な生態的影響が憂慮されていたサンフィッシュ科魚類3種（以下、「バス・ギル」と呼ぶ。）が、紆余曲折を経ながらも揃って特定外来生物に指定されたことは、国による本格的な外来生物対策が新しい一歩を踏み出す象徴として受け止められた。しかし、全国的な蔓延状況や、生息抑制のための技術開発の不十分さ、財政的・人材的リソースの不足など、これらの外来魚の防除対策が全国一律・一斉に展開することまでは期待できない、という厳しい現実と直面しながらの出発でもあった。それでもなお、とくにオオクチバスの場合、特定外来生物への指定が、生息域拡大に直結する行為や不適切な管理下での利用に対する抑止力として働いていることや、実際に生息抑制のための事業を進めるうえで法律の後ろ盾となっていることも、表立っては気づかれにくい、特定外来生物への指定が果たしている大きな効用といえよう。

バス・ギルは、生息可能域が北海道（北部・東部を除く）から琉球列島にいたるほぼ全国に広がり、湖沼・ダム湖・ため池といった止水環境だけでなく、河川の中・下流域の緩流環境や、コクチバスにいたっては河川上流域にまで侵出するなど、きわめて多様な水域環境における生息が既成事実となっている。一方で、こうした水域環境は開発をはじめとする諸々の人為によって著しく劣化し、そこにすむ多くの水生生物が存続を脅かされる状況にあるため、バス・ギルの捕食圧がそれらに致命的な打撃を与えかねないという保全上の緊急事態も現実化している。バス・ギルを効果的に防除するための技術的手法は開発途上であるが、希少生物の保全、漁業被害の軽減、釣り人の迷惑行為の解消等の事情から、水域に居ついたバス・ギルをどうにかして抑制したいという現場の要請が生まれ、さまざまな実施主体が各地で生息抑制に取り組んでいる。

法律の施行に際し、オオクチバス等に関しては防除指針が定められ、「オオクチバス等防除モデル事業」が、宮城県伊豆沼、栃木県羽田沼、石川県片野鴨池、愛知県犬山のため池群、滋賀県琵琶湖、鹿児島県蘭牟田池の6水域を対象として始められた。これらのモデル事業は、来る2008年度が最終年度となるが、これまでの実施内容について気になる課題がいくつかある。

まず、気になるのは防除対象種の問題である。このモデル事業は「オオクチバス等」と銘打っているように、防除対象として第一にオオクチバスを想定しているが、伊豆沼を除く5水域ではオオクチバスに加えてブルーギルが生息し、しかも量的に優占している。ところが、技術的開発、漁業者との連携、市民参加、希少種の保護等から総合的にみて、外来魚対策が最も進んでいる伊豆沼での取り組みにならって、環境省は「伊豆沼方式」のマニュアルを製作し、それに基づいた研修会を実施するなど、普及活動に努めている。このこと自体は結構なことだが、気をつけねばならないのは、伊豆沼方式が「これさえやればうまくいく」という誤った印象を与えかねないことにある。伊豆沼方式の大きなセールスポイントは人工産卵床の設置と稚魚のすくい取りで、どちらもオオクチバスの生態を巧みに利用した手法だが、人工産卵床が有効に機能するかどうかは水域の環境次第である。そのうえ、どちらの手法も、生態の異なるブルーギルには有効に適用できないと考えられる根拠がある。つまり、伊豆沼以外におけるオオクチバス等防除モデル事業は、ブルーギルをもターゲットとした生息抑制策を検討する必要があるながら、それが十分になされているとはいえない。

幸いブルーギルに関しては、水産庁が2004～2006年度に「ブルーギル食害等影響調査」という影響把握と駆除方法を検討するプロジェクトを実施している。防除モデル事業は環境省による事業であるが、その有効性を高めるには省庁の垣根を超え、水産庁プロジェクトの結果を取り入れることも当然に検討すべきである。外来生物法は環境省と農林水産省とが共管する法律なのだから。

次に、モデル事業の実際の内容が、その場所の選定理由にうまく応えているかという点も気がかりである。たとえば、環境省が推進するこの事業の重要な目的のひとつに、バス・ギルに存続が脅かされた希少性の高い種の保護がある。羽田沼と藪牟田池は、それぞれ「種の保存法」が定める「国内希少野生動植物種」であるミヤコタナゴとベッコウトンボの生息地保護区に指定され、他の水域でも、希少な在来種がバス・ギルの捕食圧に曝されていることが憂慮される側面がある。よって、希少在来種に対するバス・ギルの捕食圧を軽減することが、モデル事業の重要課題のひとつであることは言うまでもない。

もちろん、この課題に応えるにはいくつかの段階を踏む必要がある。第一段階として、バス・ギルの生息状況を、できるだけ定量的に把握することから始まり、次に、捕獲等による生息抑制を試みることになるが、その場合には、自動的に得られる捕獲量だけでなく、その結果として、水域内での生息量がどの程度減少したのかも推定できることが望ましい。(大切なのは、どれくらい駆除したかではなく、どれくらい生息量が減少したか、ということなのだから。)そして捕獲等により期待されることは、捕食という被害が実際に低減し、その効果が捕食される側の生物の回復という形で表れてくることである。すなわち、バス・ギルの捕獲等に取り組むにあたっては、それと並行して影響を受けていると想定される生物に関して、事業の進捗にともなう生息状況の大まかな変遷を把握しておくことが必要である。推定個体数の増加や体サイズ組成の変化など、影響が緩和されていることを示唆するデータが得られれば、捕獲等の効果として評価ができるし、顕著な影響が検出できなくとも、それは努力が直接的効果を及ぼさなかったことを反省する材料を提供してくれることになる。(失敗例にこそ、学ぶべきことが多く含まれているはずだから。)

そして最後に、バス・ギルの生息抑制の努力は事業期間中という一時的なものであってはならず、それを継続させる必要があり、そのための態勢作りについても、十分に検討しておくことを忘れてはならない。地域を選定した当初の根拠が何であれ、2008年度末に出てくる結果は、全国各地のさまざまな水域環境においてオオクチバス等を防除していくためのモデルとなることが期待されている。モデル事業の実施地域として選ばれてしまった6地域なのだから、それぞれがどのような環境でどんな取り組みをするためのモデルとなるべきかを、強く意識して想定しておくことが、モデル事業としての成功を勝ち取るためにはきわめて重要である。

そもそも、特定外来生物に限らず、いや、外来起源であるかどうかにも関わりなく、私たちの身の回りには、影響を放置できない生き物があふれている。そうした生き物との折り合いのつけ方は、日々の生活や地域活動のなかに、その生物の影響を抑制・緩和するための取り組みを盛り込んでいくことである。それは必要に応じて、ため池を干し上げるような特別なイベントであったり、町内会の草むしりのように定例化した「手入れ」ともいえる行事であったり(かつてはため池の干し上げも定例的な行事であった)、あるいは衛生害虫の駆除のように日常に組み込まれた行動であったりする。外来魚の場合には、日常化まで持つて行くことは難しいが、イベント化、定例化といった工夫であれば、いろいろな形で可能だと思われる。行政や研究機関が主導するモデル的な事業は、広く市民らの活動に参照されてこそ、防除に向けての気運を高め、その裾野を拡げていくことにつながる。そのためには、両者の間をとりもつ水辺環境を守るグループや自然保護団体、あるいは関係した研究者の役割が、今後ますます重要になってくるはずだ。